

橋下徹大阪市長による府・市二大学「二重行政」論の的はずれな攻撃

大阪府立大学名誉教授：小林 宏至

要 旨

- ① 橋下徹大阪市長は府知事時代から府立大学と市立大学の存在は「二重行政」と批判し、統合を主張。その際に引き合いに出すのが東京であり、首都大学東京である。
- ② しかし、文科省「公立大学の財政」によれば、公立大学の設置自治体には国（総務省）から「大学を設置し、管理するための経費が『基準財政需要額』に参入という形で措置」。すなわち、普通地方交付税交付金に含めて交付されているのである。橋下氏のこの間の主張には、公立大学の設置自治体に対する国（総務省）からの上の交付金の存在が伏せられている。
- ③ 事実、橋下知事（当時）時代に自らが立ち上げた大阪府「戦略本部会議」『府立大学のあり方』参考資料（2009年9月6日）には、公立13大学の「基準財政需要額」（A）、「運営費交付金」（B）及び両者の「差引き」（B - A）の3つの金額が掲載されている。これらの分析から次の諸点が明らかとなる。
- ④ 東京に比べて地域内総生産（GRP）が低く（橋下氏の主張）、国公立大学数も数少ない大阪地域（大阪：4 に対して、東京：13、愛知：7、京都：6）において、公立大学に対する国の交付システムを活用して運営されている大阪府大・市大は、2008年度の数値を分析すれば、大阪二大学は東京の約4分の1の純経費で、1.9倍の学生に大学教育の機会を提供しているし、二大学の学生一人当たりの純経費は、平均で首都大学東京の8分の1である。加えて、「大阪府市新大学構想会議『新大学構想＜提言＞』」2013年1月における（両大学は）「公立大学の使命である地域貢献について、高い評価を得ている」などの分析・評価を総合すれば、府・市二大学は、立派に公立大学の役割を果たしているといっても過言ではない。これらは、橋下氏の「公立大学『二重行政』」なる批判とは正反対の評価に帰結する。
- ⑤ 法人化以降、毎年設置者が措置する「運営費交付金」は、両大学はともに激減の傾向にある。府立大学では2005年以降の8年間に25ポイント、市立大学では2006年以降の7年間に28ポイントときわめて激しい減額であり、これに対応して両大学はともに退職後の教職員補充等が極度に抑制されている。
- ⑥ 一方、総務省の「基準財政需要額」のうち、公表数値が把握できる2008年以降の5年間の数値をみると、府立大学では16ポイント、市立大学では7ポイントと、両大学はいずれも増加傾向にある。「基準財政需要額」が増加傾向の2008年度以降にあっても、「運営費交付金」は激減の一途にある。
- ⑦ その結果、府立大学では、2010年以降、府が受ける「基準財政需要額」は「運営費交付金」を上まわり、2012年度には一割増にまで達している。また、市立大学でも2012年度の大阪市の「基準財政需要額」は「運営費交付金」の97%水準にまで接近している。
- 以上から、二大学の財源不足は、すぐれて大阪府及び大阪市によって政策的に引き起こされたものといえる。ところが、両大学の統合を推進する大阪府市新大学構想会議の先の「新大学構想＜提言＞」をはじめ一連の文書には、両大学「運営費交付金」の激減の指摘はあるものの、大学財源不足打開についての方向も指摘も一切ない。統合によって、二大学の財政危機が打開されるものでないことが明らかであろう。

1. 橋下徹氏の府大・市大学「二重行政」論と総務省の「大学設置・管理経費」交付金

(1) 橋下徹知事（当時）の「運営費交付金」をめぐる「府立大学批判」と「二重行政」論

橋下氏のこの間の「府立大学批判」発言は、およそ次の三つの内容に類別できる。その第1は、府立大学に100億円を超える「運営費交付金」を予算措置することの疑義・批判、第2は、府立大学の「府政や地域への貢献度」に対する疑義・批判、第3は、大阪府下に大阪市立大学と併せて二つの公立大学が存在することに対する疑義（「二重行政」なる批判）と市立大学との統合要求である。

この報告の目的は、第1及び第3の疑義・批判について検証するところにある。

第2は府立大学の「府政や地域への貢献度」に対する疑義・批判であって、これに対する検証は別の機会に行っている（注1）。結論を記せば、橋下氏の府大批判は、「府大は地域貢献に乏しい」など、「地域貢献」一辺倒の学生不在の府立大学像をもとめている。同氏の主張は、「高等教育機関」であるとともに、「研究機関」であるという大学が併せもつ二つの方向性についての認識を欠落させている。さらに、大阪府市新大学構想会議の府立大学に関する一連の分析や（府市両大学）は「公立大学の使命である地域貢献について、高い評価を得ている」（同会議「新大学構想＜提言＞」2013年1月）等の指摘をみるならば、橋下氏の主張は撤回されるべきであろう。

(2) 「100億円を超える府税投入」なる橋下氏の批判の妥当性

まず第1の課題は、橋下知事（当時）の「大阪府財政が厳しい」なかで「府立大学に100億円を超える府税投入」（はバランスがわるい）発言の妥当性についての検証である。知事の発言記録を具体的に示そう。

2009年2月頃から橋下徹大阪府知事（当時）による大阪府立大学に対する厳しい批判報道を耳にするようになった。例えば、

① 「大阪府の橋下知事が、府立大（堺市中区）に支出している約100億円余りの運営費交付金を2010年度に廃止し、大阪市立大（大阪市住吉区）との統合を検討するよう指示したことがわかった。『府立大の社会貢献を府民は全く実感していない』として交付金の廃止分を高校教育や医療、福祉分野に回す考えで、2月定例府議会で議論となりそうだ」（注2）。

② 2009年4月、府立大学の入学式での知事挨拶として（府大には）「100億円超の税金を使わせてもらった」（注3）というくだり。

③ 「本府の財政状況は依然として厳しい状況にある一方、府にとっては大学教育施策は、義務的な役割ではない…中略…府税投入の必要性を府民にきちんと説明できなければ、存在意義は疑問」（注4）などである。

大阪府は、公立大学法人大阪府立大学の運営には「施設整備費」等の臨時的経費とは別に、毎年「運営費交付金」という形の予算措置をしている。「運営費交付金」の額をみると2008（平成20）年度では108億1200万円（注5）である。「100億円を超える」という橋下知事の指摘は、大阪府のこの予算措置を指していると考えられる。

(3) 公立大学設置自治体に対する総務省の支援システムと単位費用

一方、大阪府立大学の設置者である大阪府には、国（総務省）から公立大学を設置・運営する資金が措置されている。

① 文科省「公立大学の財政」によれば、「公立大学を有する地方公共団体に対しては、大学を設置し、管理するための経費が（総務省から地方公共団体に交付される）普通交付税の算定において『基準財政需要額』に算入される形で措置」されているとある。やや詳しくみておこう。

② 公立大学に対する国の支援システムは、国立大学法人の運営（文科省の「国立学校特別会計」へ国の一般会計から繰り入れる）や、私学助成（「私立学校振興助成法」にもとづく文科省の助成システム）であるのと比べて、複雑でみえにくいシステムといえる。みえにくいことの一つに、国立大学の運営や私学助成システムはいずれも文科省の制度であるのに対し、公立大学支援システムは総務省による地方交付税に組み込まれた交付・措置制度であるということが大きいといえる。

③ さらに、公立大学の運営に要する経費については、地方公共団体の「普通交付税の基準財政需要額に算入させています。具体的には一定の基準に基づき算出された学生一人当たり必要経費（単位費用）に在籍学生数に乗じて算定されます（学生一人当たり必要経費＝単位費用×在籍学生数）。加えて、経済的困難を伴う学生のための授業料減免等にかかる経費などが考慮されます」（注6）同「単位費用」を表1に示そう。

表1 地方交付税算定に係る単位費用の推移

(単位：千円)

	2004年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
医科系	4,586 112	4,499 109	4,306 105	4,156 101	4,110 100	3,995 97	4,092 100	4,010 98	3,993 97	3,940 96
歯科系	2,775 113	2,718 111	2,613 106	2,508 102	2,458 100	2,306 94	2,391 97	2,343 95	2,333 95	2,303 94
理科系	2,004 117	1,961 115	1,811 106	1,762 103	1,709 100	1,689 99	1,844 109	1,832 107	1,832 107	1,794 105
保健系(2013年 に理家系から分離)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	2,018 —
社会科学系(2012 年まで文科系)	334 131	308 121	273 107	256 101	254 100	227 89	248 98	243 96	242 95	224 88
人文科学系(2013 年に文から分離)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	455 —
家政系・芸術系	886 118	856 113	808 107	765 102	753 100	722 96	752 100	744 99	741 98	715 95

資料：文科省「公立大学の財政」各年次

④ ところで、橋下徹知事のもとで立ち上げた「大阪府戦略本部会議」『府立大学のあり方』(2009年9月8日)「参考資料」には「公立大学と地方交付税措置」という項目(注4)があって、2008(平成20)年度の公立13大学の「基準財政需要額」が記されている。これを表2に示そう。

みられるように、公立大学の設置自治体の多くは「地方交付税で措置された大学費相当額〔(基準財政需要額(A))以上の費用〔運営費交付金(B)]を自らが設置した大学に支出している」(文科省「公立大学の財政」)。

表2 公立大学の基準財政需要額と運営費交付金〔2008(平成20)年度〕

主な大学	基準財政需要額(A)	運営費交付金(B)	差し引き B-A
大阪府立大学	9,890百万円	10,812百万円	922百万円
大阪市立大学	9,880百万円	13,243百万円	3,363百万円
首都大学東京	10,136百万円	18,135百万円	7,999百万円
愛知県立大学、看護大学、芸術大学	2,748百万円	5,187百万円	2,440百万円
名古屋市立大学	5,268百万円	10,285百万円	5,017百万円
* 神奈川県立保健福祉大学	1,144百万円	2,088百万円	944百万円
横浜市立大学	7,181百万円	7,878百万円	697百万円
* 兵庫県立大学	6,626百万円	6,168百万円	▲458百万円
神戸市外国語大学、* 看護大学	1,293百万円	2,102百万円	809百万円
京都府立大学、医科大学	6,395百万円	6,512百万円	117百万円
* 京都市立芸術大学	935百万円	1,343百万円	408百万円
福岡県立大学、女子大学、九州歯科大学	2,866百万円	3,437百万円	571百万円
北九州市立大学	3,276百万円	2,248百万円	▲1,028百万円
公立75大学(うち、公立大学法人立39大学)	138,701百万円	175,581百万円	38,880百万円

(注)首都大学東京には、高専・産業技術大学院大学等を含む

*は直営大学

出所：公立大学協会「平成20年度 公立大学実態調査表」(平成20年5月1日現在、附属病院分除く)を基に作成
大阪府立大学の基準財政需要額は府算定額

資料：大阪府「戦略本部会議」『府立大学のあり方』2008年9月8日、「参考資料」13頁

(4) 大阪府立大学設置にともなう「基準財政需要額」の試算

表3は、文科省の示す2008年度の単位費用を用いて大阪府が受け取る「基準財政需要額」を試算したものである。ただし、看護及び総合リハビリテーションは、「単位費用」項目がない（当該年）ため、「理科系」単位費用を用いている。さらに同表には表2の大阪府「戦略本部会議 参考資料」も併せて掲載している。

表3 大阪府立大学を事例とする基準財政需要額の試算〔2008（平成20）年度〕

	在学生数 (人) ①	学生一人当たり 単位費用(万円) ②	「基準財政需要額」 試算 (億円)
工学+生命環境+理学	4,395	170.9	75.11
経済学+人文社会学	2,412	24.5	5.91
看護学+総合リハビリテーション学	960	170.9	16.41
計	7,949	—	97.43
〔比較・参考〕 大阪府「戦略本部会議」の基準財政需要額 ③			98.90

- 出所：① 在学生数：大学院を含む。大阪府「戦略本部会議 参考資料」2009（平成21）年9月8日、22頁
 ② 学生一人当たりの単位費用：文科省「公立大学の財政」の2008（平成20）年度の数値
 ただし、看護及び総合リハビリテーションは上記に項目がないので、「理科系」単位費用を用いた
 ③ 大阪府「基準財政需要額」：前掲「表2」（2008年度の数値）

試算値97億4300万円と大阪府「戦略本部会議 参考資料」の掲載数値98億9000万円にみられる差額1億4700万円については、「経済的困難を伴う学生のための授業料減免や義務化されている認証評価かんする経費などの考慮」（文科省「公立大学の財政」）部分が該当すると推定できよう。

(5) 大学設置自治体（大阪府）に対する多額の措置・交付金が伏せられている橋下氏の発言

以上から、大阪府立大学設置自治体である大阪府が受け取る「基準財政需要額」は98億9000万円である。これは同年度の「運営費交付金」108億1200百万円の91.5%、実に9割を超える基準財政需要額が、普通地方交付税に組み込まれて総務省から措置されている。

また表2には、①「運営費交付金」108億1200万円、②「基準財政需要額」98億9000万円の他に、③「差し引き」9億2200万円の3数値が記載されている。「差し引き」9億2200万円とは、大阪府の「純支出」に他ならない。そして、この大阪府の「純支出」経費は、「本府の財政状況は依然として厳しい状況にある一方…中略…など、（府立大学に）100億円超の府費（「府税」・「税金」と発言）投入」と府民に印象づけてきた橋下氏発言の金額のわずか8.5%と1割に満たないものである。9億円余の府民負担で108億円の大学（日常的）運営を展開しているのが大阪府の現状ということになる。

さらに、この9億円をもとに府立大学「学生一人当たりの純府費（支出）」額を算出すれば、それは11万7,000円である（府立大学学生数は7,900人で大学院を含む）。この数値は、当該年度開始の高校授業料無料化額11万8,000円（公立高校ではこの授業料を不徴収、国立、私立の高校には同額の就学支援金を補助）と同水準である。

橋下大阪市長は、知事時代から今日に至るまで国の支援システム（基準財政需要額）に全く言及していない。

2. 府立大学と市立大学をめぐる「二重行政」論の検討

(1) 橋下徹氏の府・市大学「二重行政」論

橋下徹氏は府立大学と市立大学の存在は「二重行政」であると公立二大学の存在を批判し、統合を主張。その際に引き合いに出すのが東京であり、首都大学東京である。

まずは、橋下氏の主張：3事例

その1：府議会定例会本会議での橋下知事（当時）発言

「あの東京都ですら『首都大学東京』一つでその運営費交付金はだいたい170億、180億くらい。一方、この大阪という東京に比べてGRP（域内総生産）が低い大阪にあっては府立大学と市立大学というものが二

つあることによって、運営費交付金は 230 億くらいを合わせて出しているような状況になっているんですよね。こんなバカなマネージメントをやっていては府の厳しい財政状況の中で、100 億円を超える税金を投入する意義は何か」(注 8)。

その 2 : 「府・市の財政が逼迫する中で、それぞれに 100 億円以上の税金を運営費交付金として投入することの意味は改めて厳しく問い直されなければならない」(注 9)

その 3 : 「首都大学東京は運営交付金が 140 億ぐらい…中略…東京と比べて経済規模や人口などでもちっちゃい大阪がですね、大阪府と大阪市合わせて 200 億円の運営交付金を出してると。非常におかしな本当に行政になってます。これが大阪府市のある意味弊害の象徴例。東京ですら 140 億ぐらいしか運営交付金出していないのに大阪が 200 億も金を突っ込んで…中略…その差額 60 億っていうものを他のところに住民サービスの方に本当は振り向けるべきでないのか。…中略…ある意味、分不相応な金の使い方の 1 つの象徴例(注 10)

(2) 橋下氏の府大・市大「二重行政」論とは正反対の結論に

表 4 は 2008 年度を事例に、大阪公立二大学と首都大学東京の運営費交付金及び総務省交付金等を比較したものである。

表 4 大阪公立二大学と首都大学東京の運営費交付金と総務省交付金の比較〔2008 (平成 20) 年度の場合〕

① 公立大学の「運営費交付金」投入額 (単位: 億円)
大阪府大+大阪市大 (108.12 + 132.43 = 240.55) > 首都大学東京 (181.35)
○ 橋下氏の「府市公立二大学『二重行政』論」の根拠
しかし、公立大学設置自治体には、国から「大学を設置し、管理するための経費が、普通交付税額の算定において、基準財政需要額に算入される形で措置」(総務省地方交付税交付金の一つ)
↓
② 基準財政需要額 (公立大学設置自治体への総務省交付金の額) (単位: 億円)
大阪府+大阪市 (98.90 + 98.80 = 197.70) > 東京都 (0) … (101.36 : 交付金を想定した試算値)
○ 101.36 は「試算上の値」であり、東京都は「富裕自治体」により、交付金なし
③ 運営費交付金－基準財政需要額 (=設置自治体の純経費支出) (単位: 億円)
大阪府+大阪市 (9.22 + 33.63 = 42.85 億円) < 東京都 (181.35)
富裕自治体により、交付金なし (仮に交付金を想定した試算値: 79.99 億円)
④ 学生数 [大学院を含む] (単位: 人)
大阪府大+大阪市大 (7,900 + 9,200 = 17,100) > 東京都 首都大学東京 (9,000)
⑤ 在学生一人当たり自治体純経費 (単位: 万円)
大阪府大と大阪市大 (11.7 及び 36.6 平均: 25.1) < 首都大学東京 (201.5)
東京都は、富裕自治体により、交付金なし (88.9 は、仮に交付金を想定した試算値) ↑

出所 ①②③: 大阪府「戦略本部会議 参考資料」2009(平成 21)年 9 月 6 日, 13 頁をもとに作成
ただし、首都大学東京の「基準財政需要額」の算定は試算値であり、実際には都が「富裕」のため、交付金は「ゼロ」

④: 大阪府「戦略本部会議 討議用資料」2009(平成 21)年 9 月 6 日, 6 頁

⑤: 前掲「討議用資料」6 頁および前掲「参考資料」13 頁より作成

②と⑤の「試算値」とは大阪府「戦略本部会議 参考資料」2009(平成 21)年 9 月 6 日, 13 頁に掲載の首都大学東京の数値 (試算値のみ)

① は、公立大学の「運営費交付金」投入額 (単位: 億円) を示したもの。

大阪府大+大阪市大 (108.12 + 132.43) の 240.55 億円に対して首都大学東京の 181.35 億円。これが橋下氏の「あ

の東京都ですら『首都大学東京』一つでその運営費交付金はだいたい 170 億、180 億くらい。一方、この大阪という東京に比べて GRP（域内総生産）が低い大阪にあっては府立大学と市立大学というものが二つあることによって、運営費交付金は 230 億くらいを合わせて出しているような状況になっているんですよね。こんなバカなマネージメントをやっている」と、大阪府市二大学『二重行政』論の根拠となっている数値である。しかしながら、すでにみたように、公立大学設置自治体には、国（総務省）から「大学を設置し、管理するための経費が、基準財政需要額に算入、措置」されている（地方交付税交付金の一つ）。

② は、公立大学設置自治体への総務省の交付額＝「基準財政需要額」を示したもの。これによると、大阪府+大阪市（98.90 + 98.80）は 197.70 億円であるのに対して東京都は 0 円……（「富裕自治体」により、交付金なし）。東京都の 102.36 億円という数値は、「試算値」に過ぎない。

③ は、設置自治体の純経費支出（＝運営費交付金－基準財政需要額）を示したもの。

大阪府+大阪市は 42.85 億円（＝9.22 + 33.63 億円）であるのに対して東京都は富裕自治体により、交付金なく、運営費交付金 181.35 億円が設置自治体の純経費支出となる（79.99 億円は仮に交付金を想定した試算値にすぎない）。

④ は、学生数〔大学院を含む（単位：人）〕である。大阪府大+大阪市大が 17,100 人（＝7,900 + 9,200）に対して、首都大学東京は 9,000 人である。学生数の大阪二大学合計は、同首都大学東京の 1.9 倍（大阪府戦略会議討議資料「府立大学のあり方」2009（平成 21）年 9 月 8 日、6 頁）。

大阪二大学学生純経費は計 43 億円であるので、東京の約 4 分の 1 の純経費で、1.9 倍の学生に大学教育の機会を提供していることになる。

⑤ は、在学生一人当たり自治体純経費（＝③÷④）（単位：万円）

大阪府大と大阪市大は平均値で 25.1 万円（＝11.7 及び 36.6）であるのに対して、首都大学東京は 201.5 万円。

学生一人当たり純経費をみると、首都大学東京が 201.5 万円であるのに対し、大阪二大学の学生一人当たりの純経費は首都大学の 8 分の 1 ということになる。

(3) 結論

②から⑤を踏まえるならば、次の論理に帰結する。

すなわち、東京に比べて地域内総生産（GRP）が低く（橋下氏の主張）、国公立大学数も数少ない大阪地域（大阪府：4 大学に対して、東京都：13 大学、愛知県：7 大学、京都府：6 大学など）において、公立大学に対する国の助成・交付システム（基準財政需要額）を活用し、運営してきた大阪府および大阪市のこれまでの大学運営は、2008 年度の数値を事例に分析すれば、東京の約 4 分の 1 の純経費で、1.9 倍の学生に大学教育の機会を提供してきた。大阪二大学の学生一人当たりの純経費は、首都大学東京の 8 分の 1 ということになる。加えて、大阪府市新大学構想会議の『新大学構想＜提言＞』2013 年 1 月等の先の分析・評価と合わせて、それぞれの個性を発揮しながら存在する府・市二大学は、立派に公立大学の役割を発揮していることは明らかである。橋下氏の知事当時からの「公立大学『二重行政』なる批判は、正反対の評価に帰結する。

3. 府・市両大学財源の難の打開をめざして

大阪府・市両大学の財源は、先に分析した 2008 年度以降、危機的状況を一段と深めている。

表 5 は、府立・市立両大学のこの間の「運営費交付金」と「基準財政需要額」の推移を示したものである。これによると、

① 法人化以降、毎年設置者が措置する「運営費交付金」は、両大学ともに激減の傾向にある。府立大学では 2005 年以降の 8 年間に 25 ポイント、市立大学では 2006 年以降の 7 年間に 28 ポイントときわめて激しい減額であり、これに対応するには研究費の減少もさることながら、大学教職員の世代交代人事補充の停止を引き起こしていることも明らかである（注 11）。両大学はともに定年退職後の教職員補充が極度に抑制されていると考えられる。

② 一方、総務省の「基準財政需要額」は公表数値が把握できる 2008 年以降の 5 年間の数値をみると、府立大学では 16 ポイント、市立大学では 7 ポイントと、両大学はいずれも増加傾向にある。

③ 両大学の「運営費交付金」が激減の一方で、2008 年度以降の「基準財政需要額」は、逆に増加傾向にある。その結果、府立大学では、2010 年以降、府の「基準財政需要額」が「運営費交付金」を上まわり、2012 年度には一割増にまで達している。また、市立大学でも 2012 年度の市の「基準財政需要額」は「運営費交付金」の 97% にまで接近している。

表5 府立・市立両大学の運営費交付金と基準財政需要額の推移

(単位：百万円)

年度	大阪府立大学					大阪市立大学				
	運営費交付金 (A)			基準財政需要額 (B)		運営費交付金 (A)			基準財政需要額 (B)	
	実数	2008=100	B/A × 100	実数	2008=100	実数	2008=100	B/A × 100	実数	2008=100
2005	13,031	121				-	-	-		
2006	13,120	121				14,581	110			
2007	11,922	110				13,993	106			
2008	10,812	100	91	9,890	100	13,243	100	75	9,895	100
2009	10,812	100	91	9,818	99	12,274	93	79	9,641	97
2010	10,699	99	101	10,814	109	10,911	82	92	10,053	102
2011	10,523	97	104	10,968	111	11,098	84	89	9,895	100
2012	10,401	96	110	11,422	116	10,909	82	97	10,554	107

注：1. 両大学とも運営費交付金は当初予算

2. 府立大学は高等専門学校分を除き、市立大学は医学部付属病院分を除く

3. なお、法人化年次は大阪府立大学は 2005 年、大阪市立大学は 2006 年

4. 2007 年以前の基準財政需要額は把握できず

出所：大阪府府民文化部及び大阪市総務局

④ 以上から、二大学をめぐる極度の財源難は、設置者である大阪府及び大阪市により政策的に引き起こされたものと考えざるを得ない。大阪府市新大学構想会議の「新大学構想＜提言＞」等をはじめとする一連の提言やビジョンには、両大学の「運営費交付金」の激減の指摘はあるものの、大学財源の打開についての分析も指摘もない。二大学の統合によって、財源難が打開されるようなものでないことは明らかであろう。両大学の統合の是非とは、別個の対策がもとめられているといえる。

注：

- 1) 小林宏至「橋下知事の『大阪府立大学批判』発言を検証し大学財源を考える」大阪公立大学出版会、2012 年 12 月
- 2) 「読売新聞」(2009 年 2 月 10 日付け)
- 3) 大阪府「戦略本部会議『府立大学のあり方』討議用資料」, 2009 年 9 月 8 日, 35 頁
- 4) 前掲「討議用資料」32 頁
- 5) 大阪府「戦略本部会議『府立大学のあり方』参考資料」2009 年 9 月 8 日, 13 頁
- 6) 文科省『公立大学の財政』
- 7) 前掲『公立大学の財政』
- 8) 2010 年 2 月府議会定例会議議事録
- 9) 大阪府市新大学構想会議『新大学構想＜提言＞』2013 年 1 月
- 10) 橋下市長の記者会見 (2013 年 10 月 9 日)
- 11) 例えば、前掲『新大学構想＜提言＞』31 頁

